

2025 年日本国際博覧会しが推進会議 設置要綱

(名称)

第1条 この会は、「2025 年日本国際博覧会しが推進会議」(以下「万博しが」という。)と称する。

(目的)

第2条 万博しがは、2025 年日本国際博覧会(以下「大阪・関西万博」という。)の効果を滋賀県へ最大限に波及させるために、本県の更なる認知度向上や、観光客の増加、関係人口の増加、ビジネス交流の拡大、さらには県民や本県にゆかりのある人にとっても滋賀の魅力の再発見につながる機会となるよう、主としてこれらに必要な情報共有を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 万博しがは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大阪・関西万博への参画に向けた情報共有に関する事。
- (2) 大阪・関西万博に関連する県内の取組の集約および情報共有に関する事。
- (3) 大阪・関西万博に向けた県内の機運醸成に関する事。
- (4) 大阪・関西万博に向けた県内の取組に関する相談等の窓口業務に関する事。
- (5) その他大阪・関西万博に向けて必要な取組に関する事。

(組織)

第4条 万博しがの組織は、第2条の目的に賛同する委員をもって構成する。

- 2 委員は、別表に掲げる関係機関・団体等から選出された者をもって充てる。
- 3 委員のうちから会長および副会長を置く。
- 4 会長は、万博しがを代表し、会務を総理する。また、会長は、必要があると認めるときは、委員を追加または割愛することができる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 会長は、滋賀県知事をもって充てる。
- 7 副会長は、会長の指名により選任する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第8条の規定により万博しがが解散する日までとする。

- 2 委員は、就任時におけるそれぞれの所属機関・団体等の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 3 会長は、委員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(会議)

第6条 万博しがの会議は、必要に応じて会長が委員を招集して開催する。

- 2 会議は、参集によるほか、オンライン形式により開催または出席することができる。
- 3 会議に出席できない委員は、代理人にその権限を委任することができる。
- 4 会議は、必要に応じて、議事に関連する委員や代理人のみを招集して開催することができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 万博しがの事務を処理するために、事務局を滋賀県総合企画部企画調整課内に置く。

(解 散)

第8条 万博しがは、第2条の目的が達成されたときには解散するものとする。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、万博しがの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

別表（第4条関係）【万博しが 組織】

| 職名 | 区分 | 所 属 |
|-----|------------------|--------------------------|
| 会 長 | 県関係 | 滋賀県 |
| 副会長 | 産業・経済関係団体 | 滋賀経済団体連合会 |
| 副会長 | 教育関係 | 滋賀県教育委員会 |
| 委 員 | 市町関係 | 滋賀県市長会 |
| | | 滋賀県町村会 |
| | 各種団体 産業・経済・観光 | 滋賀県商工会議所連合会 |
| | | 滋賀県商工会連合会 |
| | | 滋賀県中小企業団体中央会 |
| | | 滋賀経済同友会 |
| | | 一般社団法人滋賀経済産業協会 |
| | | 公益社団法人びわこビジターズビューロー |
| | | 公益財団法人滋賀県産業支援プラザ |
| | | びわ湖コンベンションストリート活性化協議会 |
| | | 独立行政法人日本貿易振興機構滋賀貿易情報センター |
| | | 輸送業 |
| | 京阪電気鉄道株式会社 | |
| | 近江鉄道株式会社 | |
| | 信楽高原鐵道株式会社 | |
| | 一般社団法人滋賀県タクシー協会 | |
| | 一般社団法人滋賀県バス協会 | |
| | 旅行業 | 一般社団法人日本旅行業協会関西支部滋賀地区委員会 |
| | | 一般社団法人全国旅行業協会滋賀県支部 |
| | | 滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合 |
| | 教育・研究 | 一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアム |
| | | 滋賀県私立中学高等学校連合会 |
| | | 滋賀県高等学校長協会 |
| | | 滋賀県中学校長会 |
| | | 滋賀県小学校長会 |
| | 文化振興 | 公益財団法人びわ湖芸術文化財団 |
| | | 公益社団法人滋賀県環境保全協会 |
| | 環境保全 | 公益社団法人滋賀県環境保全協会 |
| | 社会福祉 | 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 |
| | 農林漁業 | 滋賀県農業協同組合中央会 |
| | | 「近江牛」生産・流通推進協議会 |
| | | 滋賀県漁業協同組合連合会 |
| | | 滋賀県森林組合連合会 |
| | 金融 | 一般社団法人滋賀県銀行協会 |
| | | 滋賀県信用金庫協会 |
| | | 滋賀県信用組合協会 |
| | 放送 | 日本放送協会大津放送局 |
| | | びわ湖放送株式会社 |
| | | 株式会社エフエム滋賀 |